

発生土置き場(尾越)に係る工事及び 盛土条例に基づく申請内容に関する説明会

令和5(2023)年9月 5日(火) 19:00 於:南木曾町公民館 蘭分館

令和5(2023)年9月21日(木) 19:00 於:妻籠町並み交流センター

事業者:東海旅客鉄道株式会社

発注者:独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

施工者:大林・若築・株木、中央新幹線 中央アルプストネル(尾越)

特定建設工事共同企業体

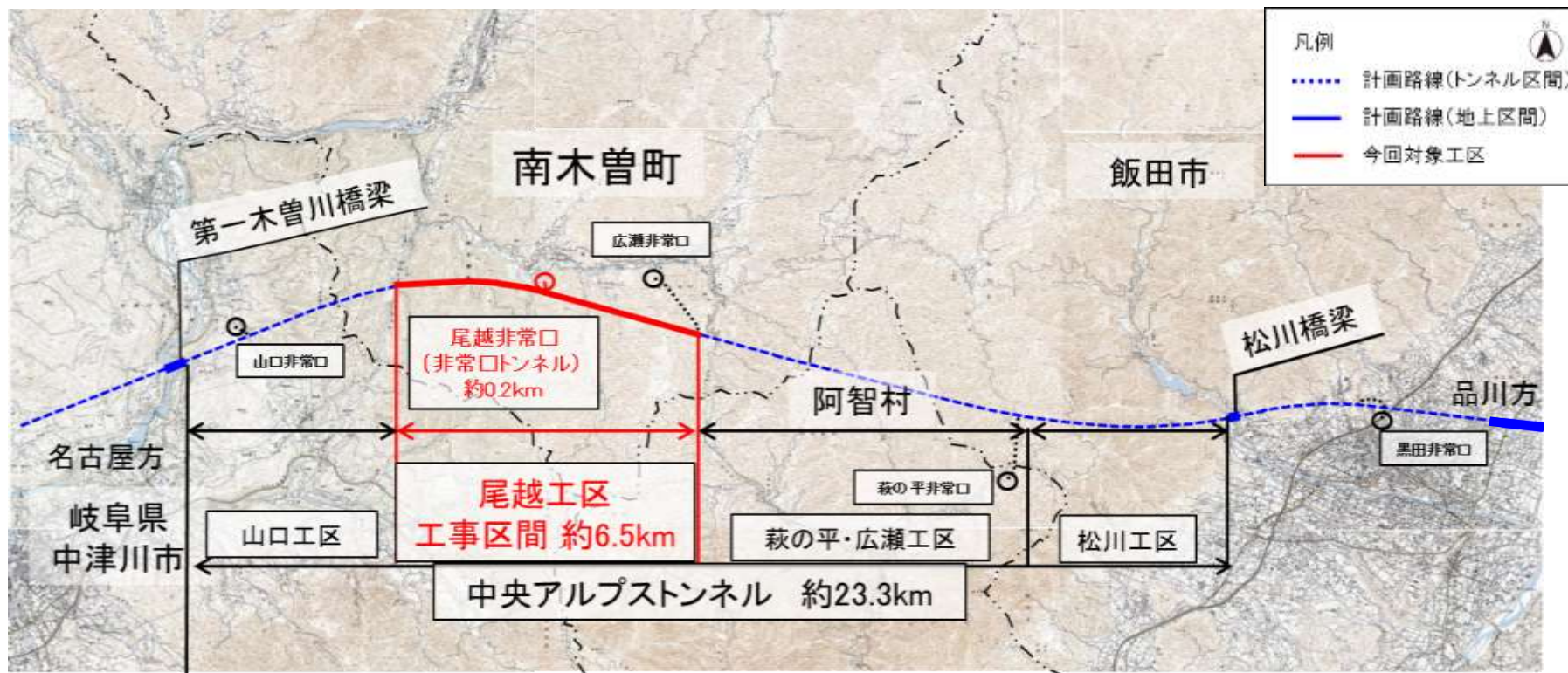
1. 工事概要
2. 工事用車両の運行計画及び安全対策
3. 環境保全
4. 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例に基づく説明
5. お問い合わせ先

1. 工事概要
2. 工事用車両の運行計画及び安全対策
3. 環境保全
4. 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例に基づく説明
5. お問い合わせ先

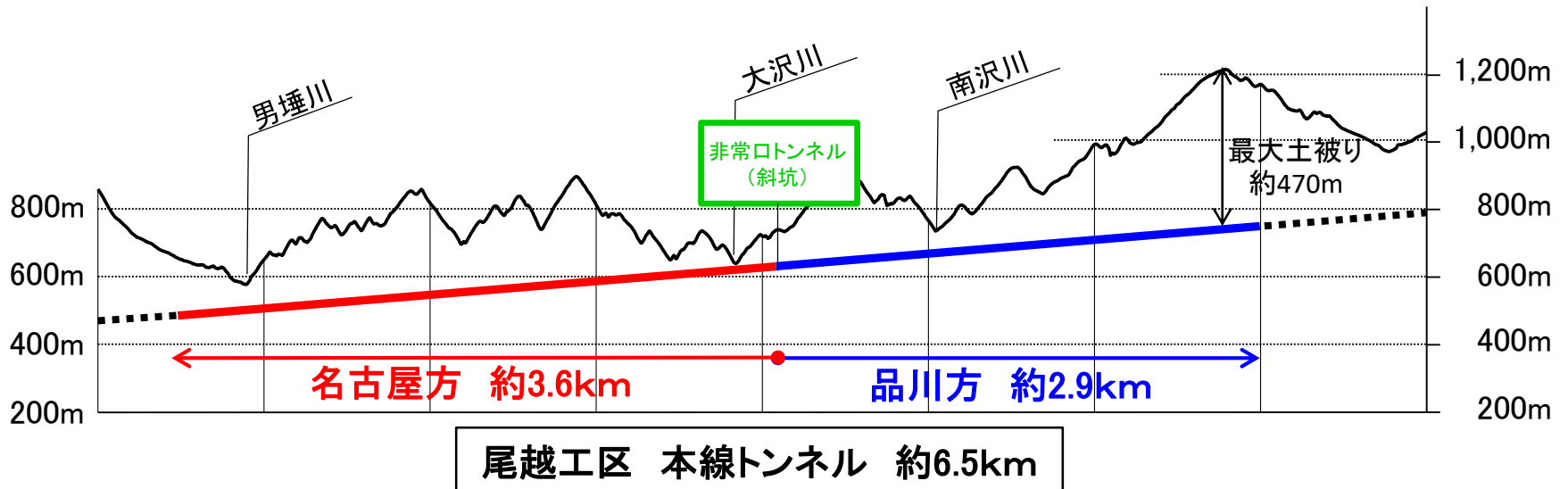
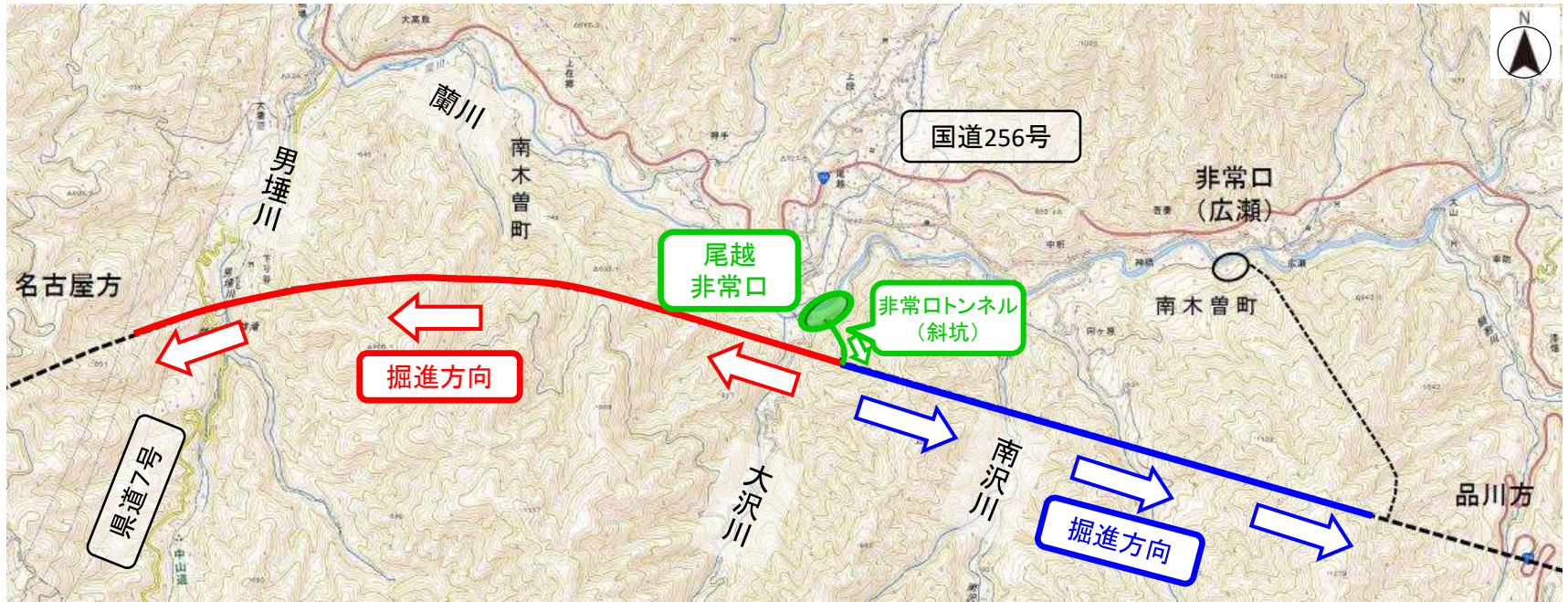
トンネル工事の概要

中央新幹線、中央アルプストンネル(尾越)

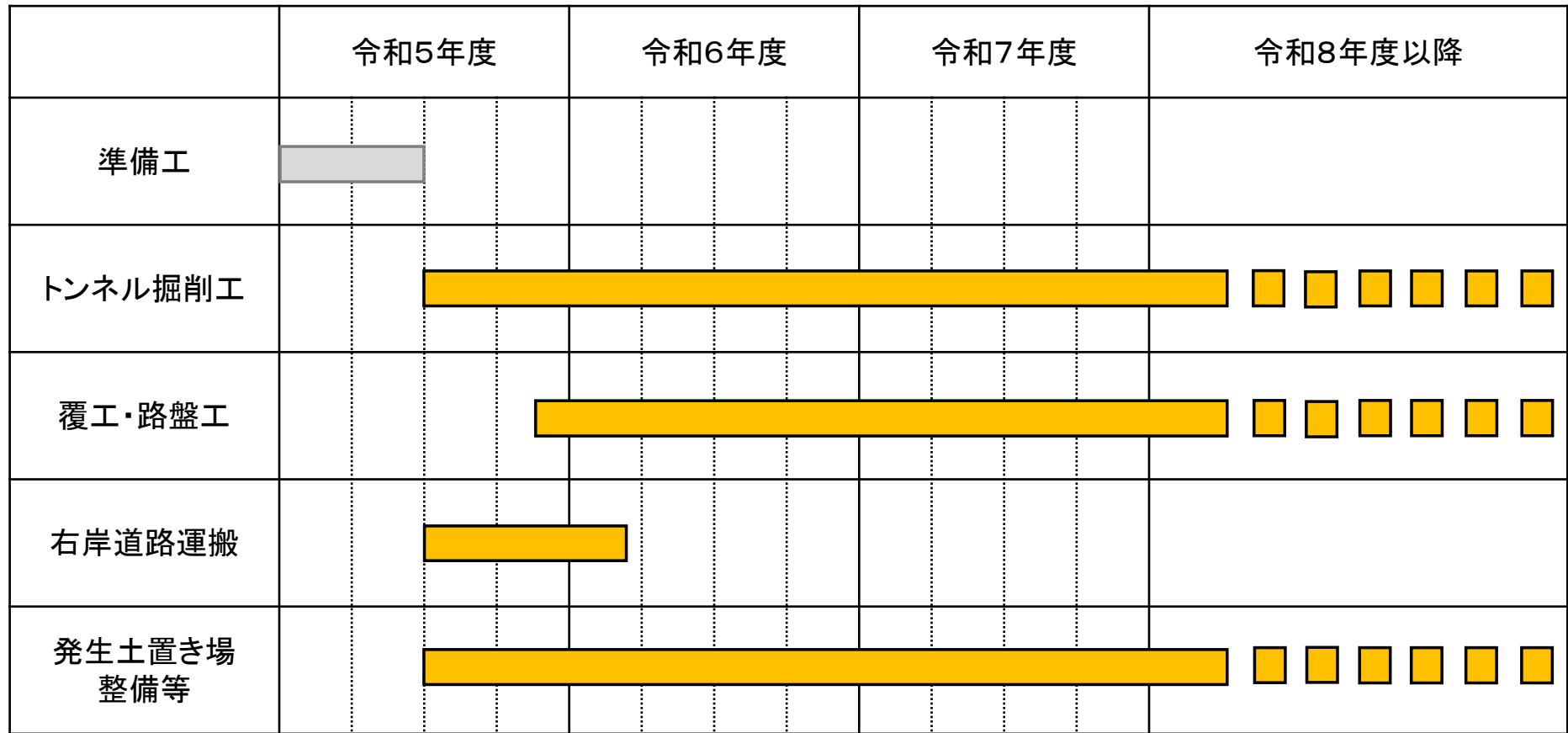
発注者	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
施工者	大林・若築・株木 中央新幹線、中央アルプストンネル(尾越)特定建設工事共同企業体
	(構成員:(株)大林組・若築建設(株)・株木建設(株))
工事期間	令和2年3月24日～令和8年7月7日



トンネル工事の概要



トンネル工事の工程



※トンネル掘削に伴う発生土は、当面の間、木曾川右岸道路事業(長野県)での活用を予定しております。

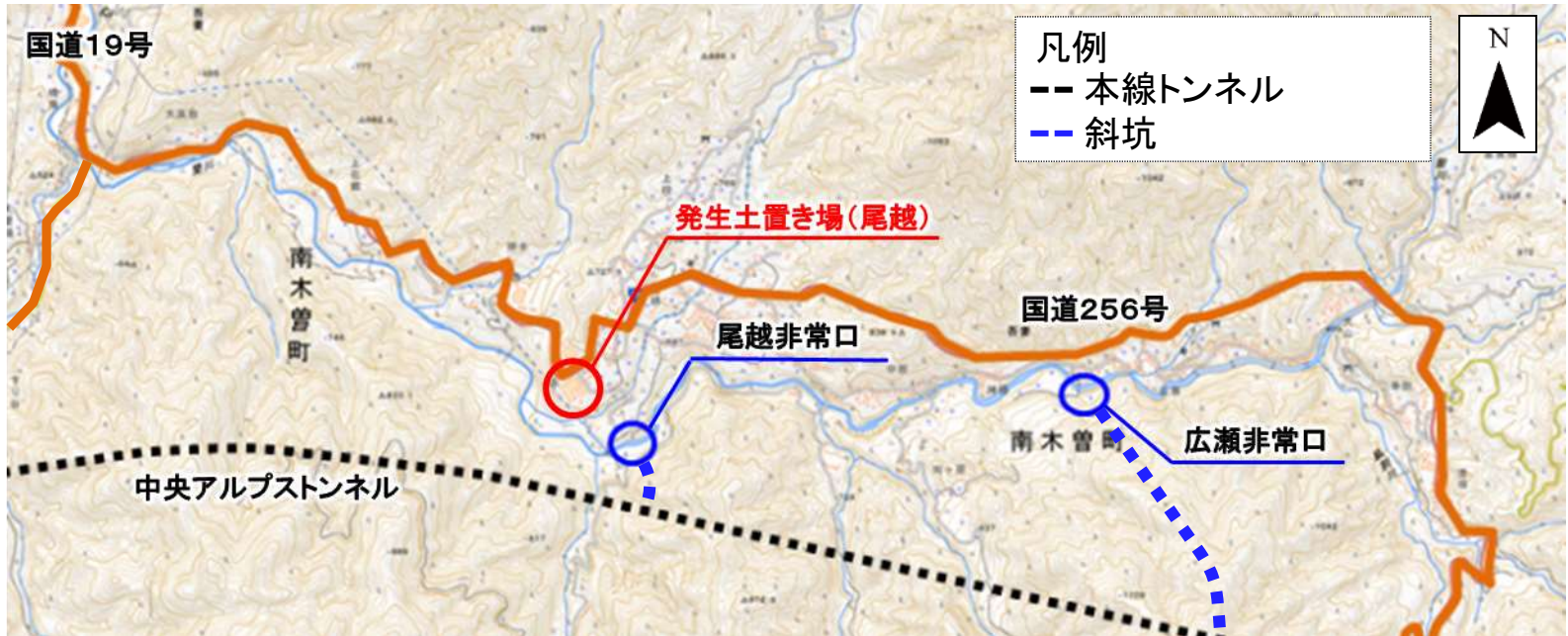
※工程は現在の予定です。



- 尾越周辺の発生土置き場は上記①～③の箇所について具体的な検討を進めています。
- 発生土置き場を工事施工ヤード近傍に計画することで、発生土運搬による地元への影響を小さくしたいと考えています。

中央新幹線、中央アルプストンネル(尾越)

発注者	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
施工者	大林・若築・株木 中央新幹線、中央アルプストンネル(尾越)特定建設工事共同企業体 (構成員:(株)大林組・若築建設(株)・株木建設(株))
工事計画	造成面積 約1.6ha、盛土量 約9万m ³
工期	令和2年3月24日～令和8年7月7日



- 旧特殊精砵の工場跡地を発生土置き場として使用する計画です。





※長野県HP「信州くらしのマップ」より

凡例

下線 は、当発生土置き場への該当項目



発生土置き場の範囲



土砂災害特別警戒区域
(急傾斜地)



土砂災害特別警戒区域
(土石流)



土砂災害警戒区域
(急傾斜地)



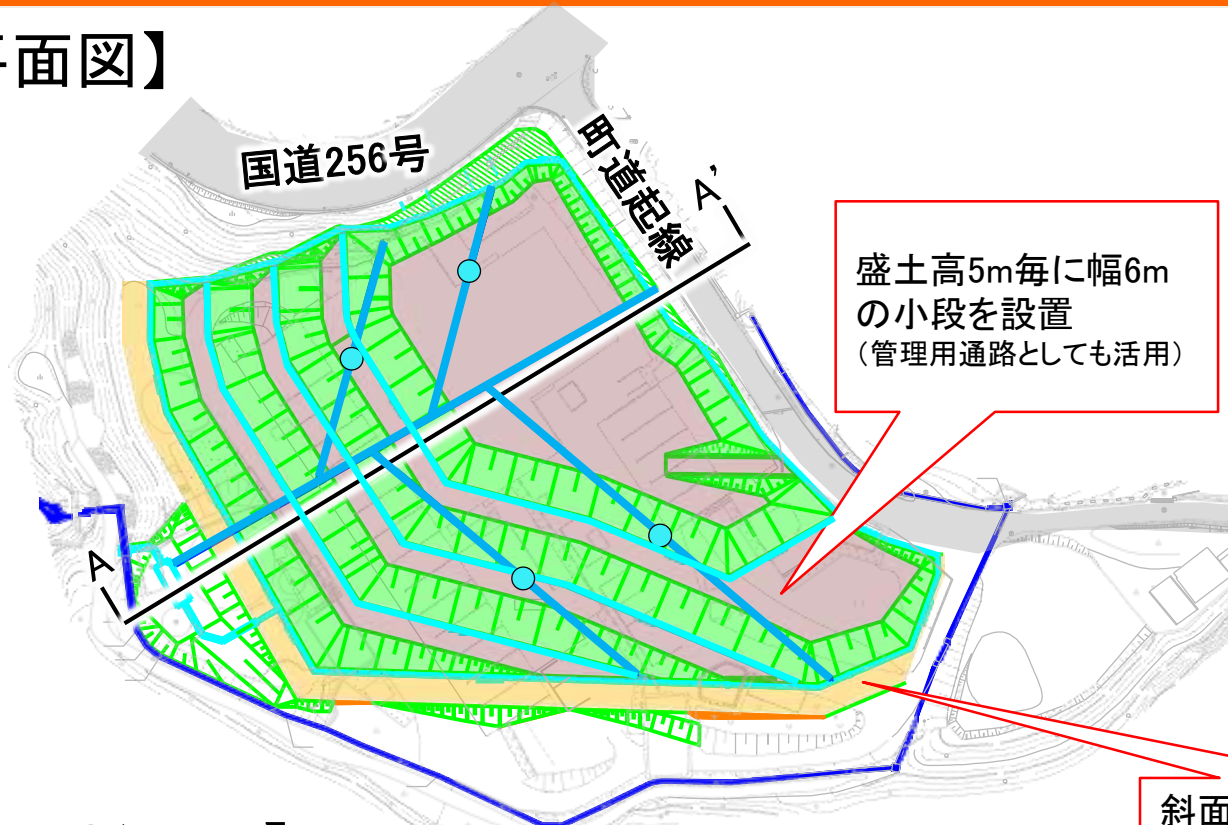
土砂災害警戒区域
(土石流)



砂防指定地

- 発生土置き場(尾越)の一部は、土砂災害防止法における「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」に指定されています。
ただし、盛土の造成は、土砂災害防止法における特定の開発行為にはあたらず **法令上の制限はありません。**
- 発生土置き場造成に係る盛土等は、**盛土条例等の技術基準に基づき設計し**、各法令手続きの中で **長野県に安全性について確認いただく**とともに、適切な対策を実施し、安全に造成し、管理をしていきます。

【平面図】

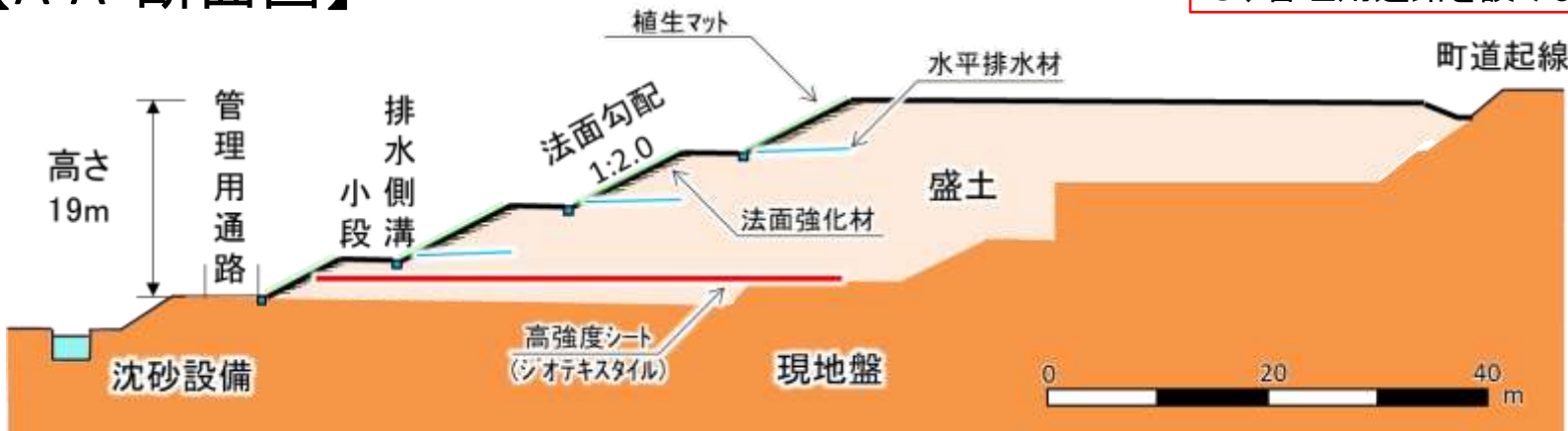


造成面積: 約1.6ha
 盛土量: 約9万m³
 最大盛土高さ: 約23m

凡例

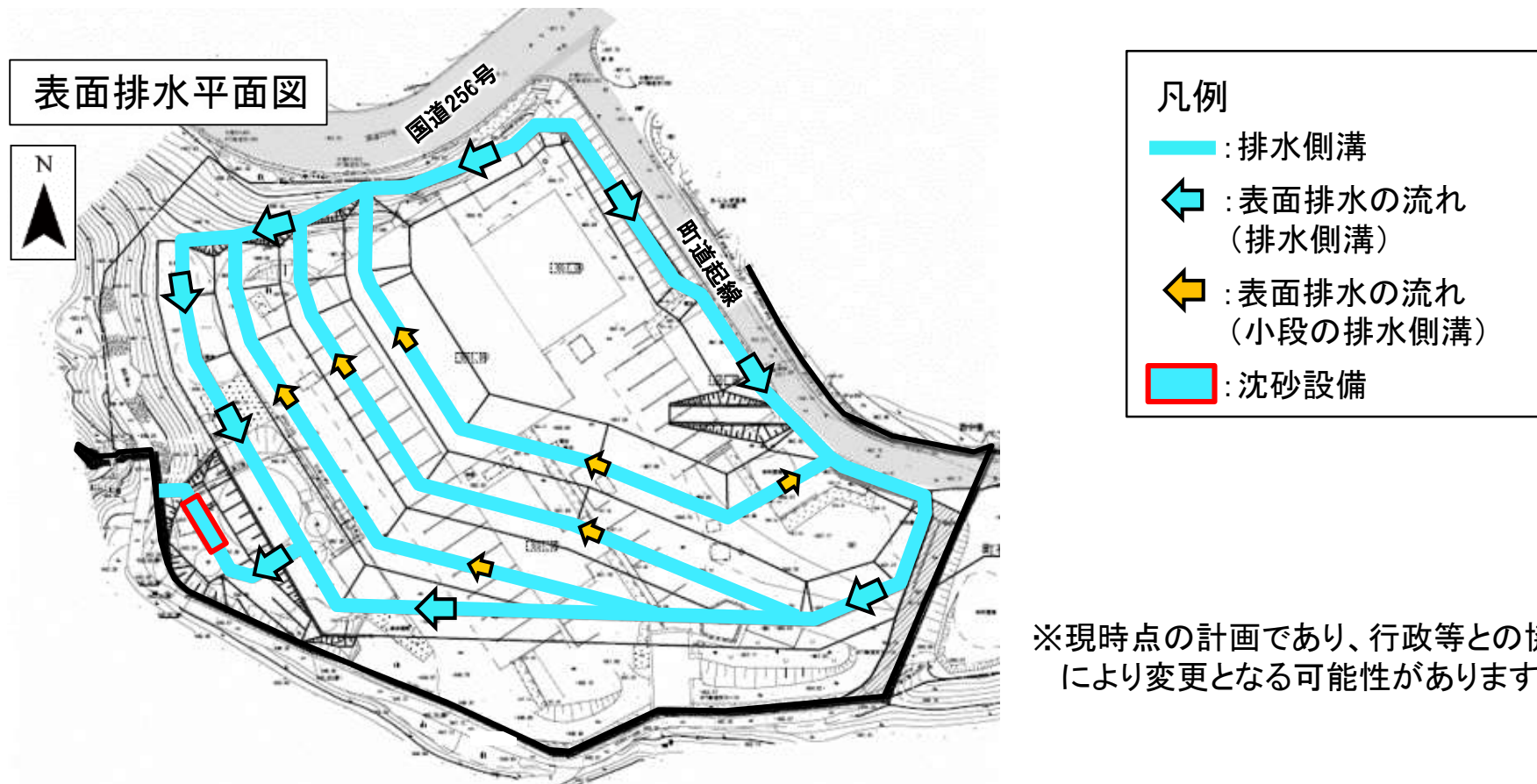
- : 現況水路(町管理水路)
- : 管理用通路(W=6.0m)
- : 法面
- : 平地
- : 排水側溝・沈砂設備
- : 地下排水管

【A-A' 断面図】



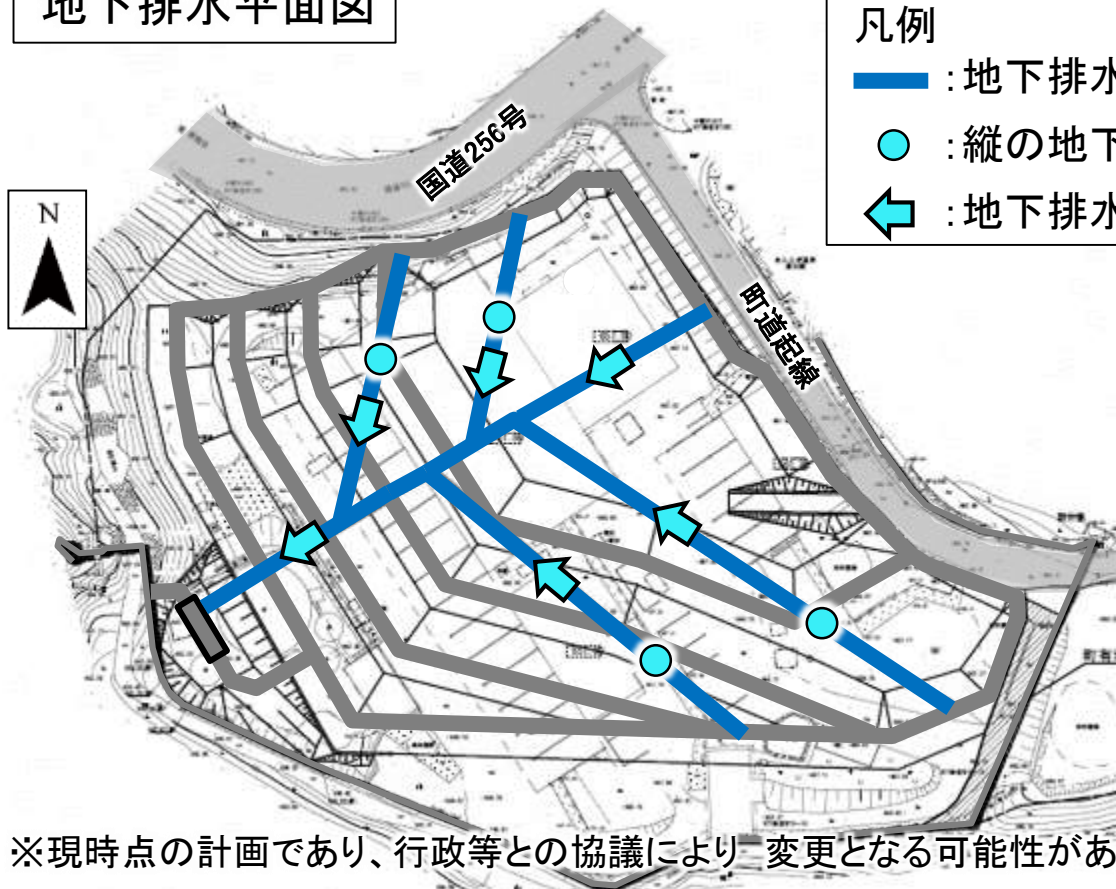
斜面からの離隔を6m以上とし、管理用通路を設けます

- 造成範囲内の表面排水のために、排水側溝(開水路)を設置します。
- 小段1段ごとに排水側溝を設置することで表面排水能力を向上させています。
- 表面排水は1箇所に集め、沈砂設備を通り、流末は既設水路へと合流します。
- 造成範囲外からの流入水は既設の水路に流し、造成範囲内の排水と水路の流入水を分離します。
- 本工事に関係する造成範囲外の町管理水路の一部は補修を行います。



- 盛土内に水がたまらないように、地下排水管を設けます。
- 縦の地下排水管も設置します。

地下排水平面図



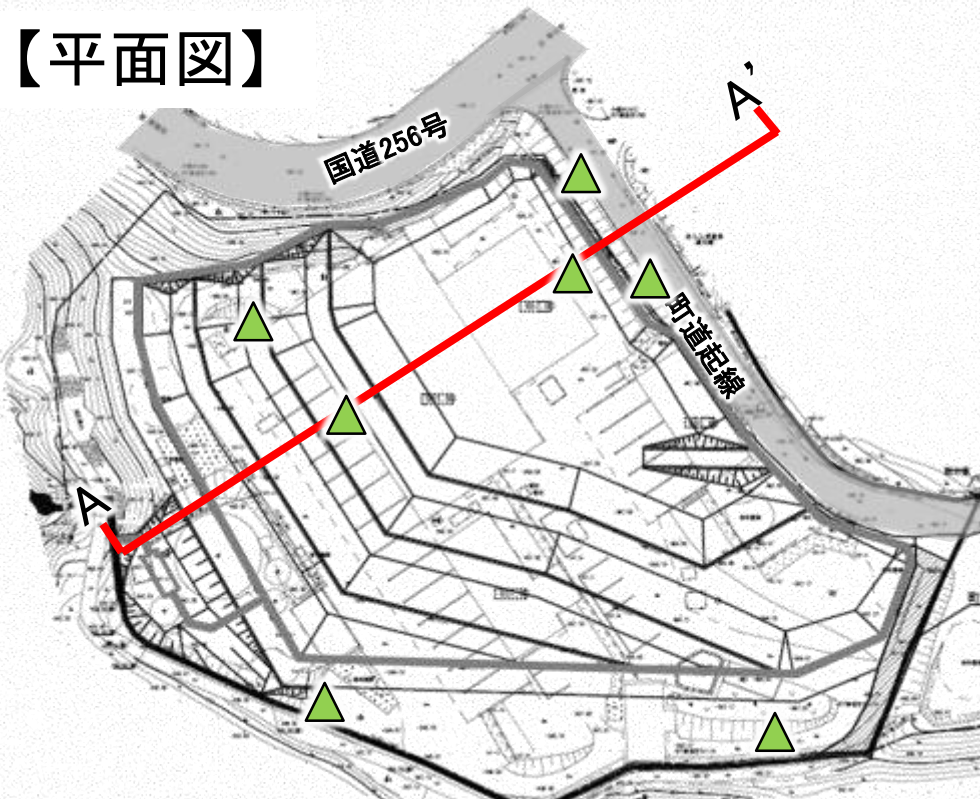
- 凡例
- : 地下排水管(有孔管)
 - : 縦の地下排水管
 - ← : 地下排水の流れ



※現時点の計画であり、行政等との協議により 変更となる可能性があります。

- ・7地点でボーリング調査を行い、現状の地盤を把握しました。

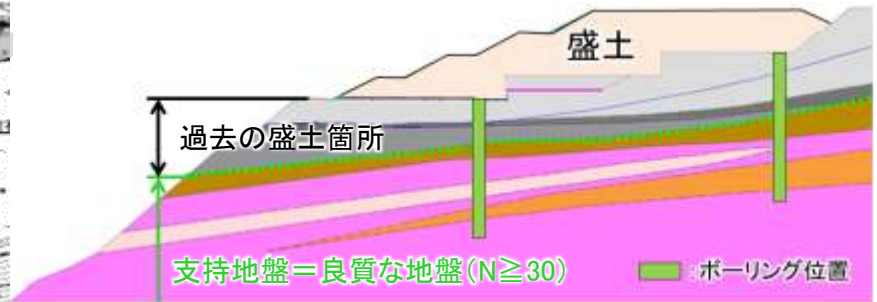
【平面図】



凡例

▲ : ボーリング調査箇所

【A-A' 断面図】



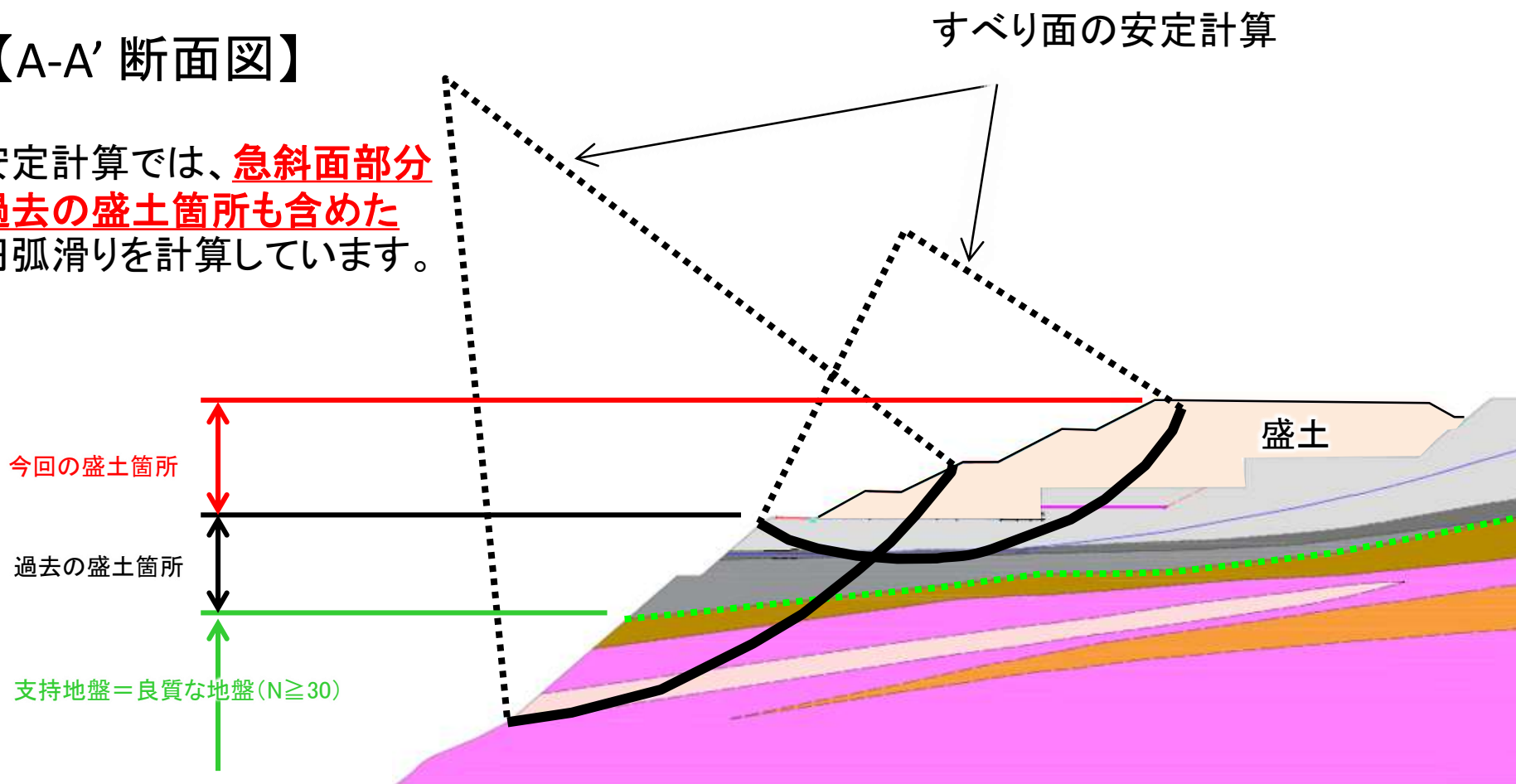
地層の種類	採取コア
盛土(既存)	
耕笹土	
埋土	

地層の種類	採取コア
堆積物	
岩盤(花崗岩)	
岩盤(流紋岩)	

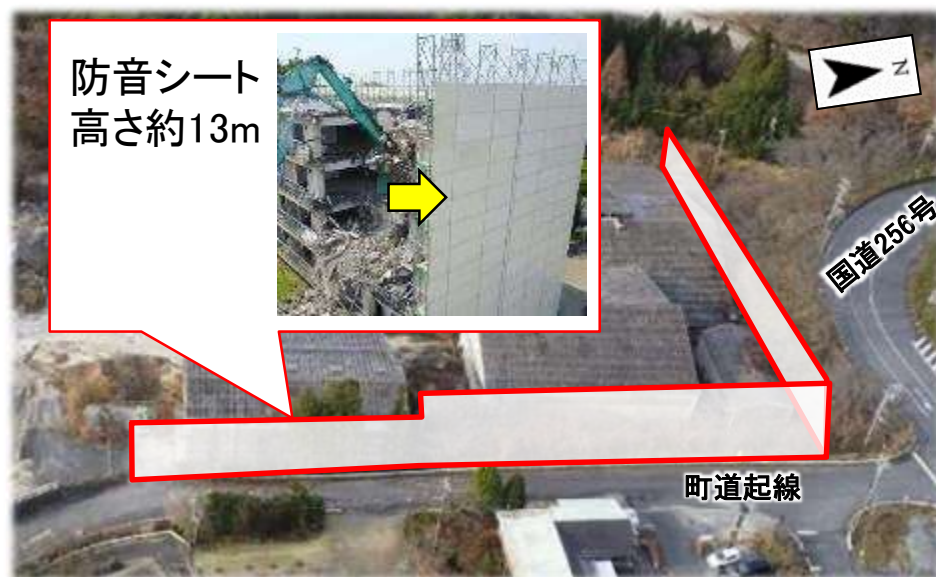
- 発生土置き場は、排水計画を含めて、最新の技術基準に基づき設計しています。
- 地質調査結果を踏まえ、支持地盤・過去の盛土箇所・今回盛土箇所を含めた安定計算を行っています。
- 安定計算の結果、安全性は確保されています。

【A-A' 断面図】

安定計算では、急斜面部分
過去の盛土箇所も含めた
円弧滑りを計算しています。



- 発生土置き場の工事とは別に、更地化(解体)する必要があるため、解体工事を実施いたします。
- 道路に面する側に防音シートを設置します。



※本図は現時点の計画であり、今後の協議等により変更の可能性があります

【建屋内 アスベストの可能性について】

- 解体建物の建材(スレート)にはアスベストが含まれています。
- 本建材のアスベストはレベル3(飛散性が比較的低い)で、割れにくく、注意をして取り外しを行えば飛散のリスクは低いとされています。
- 法令に準じて適切に飛散防止、解体、処分を行います。



スレート(屋根・外壁)



イメージ

注意して取り外し
(例:原形のまま取り外す作業)



イメージ

スレート撤去後に、鉄骨および
コンクリート基礎を撤去
(鉄骨切断機、油圧ブレーカー等を使用)

建物解体時の騒音・振動防止対策

- 騒音対策として、町道起線、国道256号の沿線に防音シートを設置します。
- 重機についても、低騒音型を積極的に使用し、騒音対策を行います。



建物解体時の粉じん・水質汚濁防止対策

- 以下の対策を行います。

①解体部位、周辺に散水を実施



②工場跡地内を散水車で散水



③出場前にタイヤを洗浄



※画像はイメージ

① 沈砂設備設置(仮設)



② 地下排水管設置



③ 盛土材敷均し・排水材敷設・縦排水管設置・転圧・排水側溝設置 (繰り返し作業)



④ 法面植生



完成
維持管理

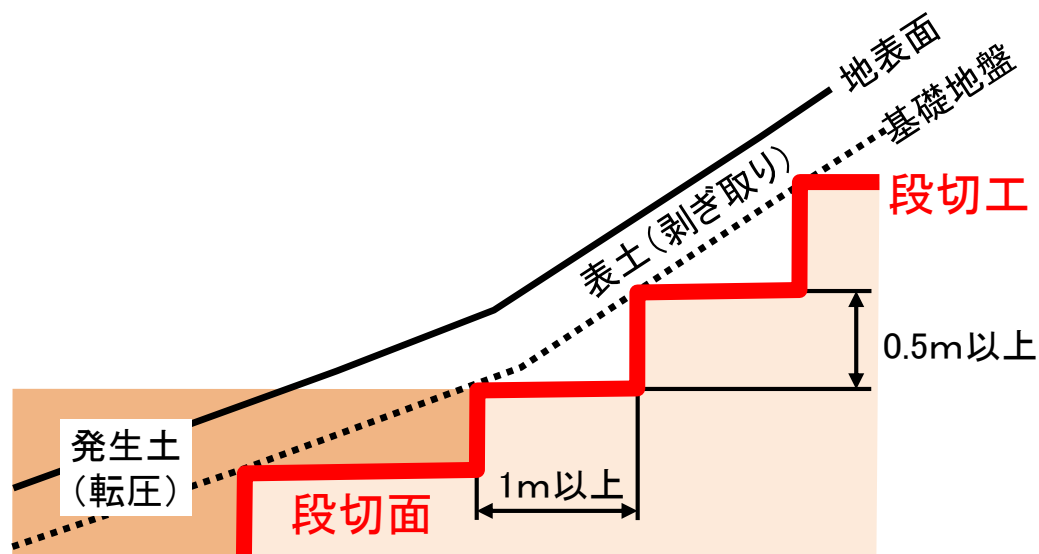
盛土内の一部にはジオテキスタイルを敷設し、安定を確保します。



<工事中の管理計画>【盛土施工の配慮】

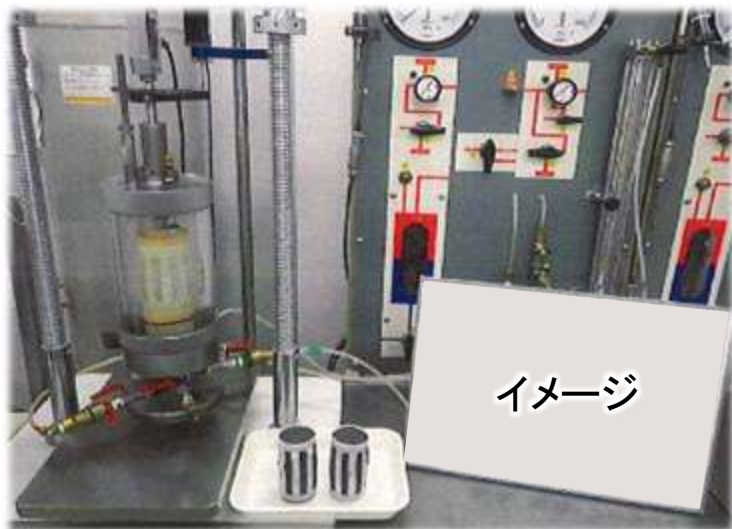
- 表土剥ぎ取り：盛土の安定性確保のため、表土を剥ぎ取ります。
- 段切工：現況地盤と盛土材との密着を確実にを行います。

段切工の概要図



＜工事中の管理計画＞【盛土施工の配慮】

- 実際の発生土を用いて、土質試験や試験盛土等を行い、発生土の性質を確認し、施工の際の管理基準を決定して施工します。



土質試験



他工事での試験盛土の実施例

- 現地で採取した試料を用いて、土の性質を把握するために実施します。

- 本工事における敷均・転圧回数・転圧速度などの施工条件を決定します。

- ・大雨(1時間降水量30mm以上):
作業を中止し、巡回点検(法面、排水箇所等)の実施
異常を発見した際、異常時連絡系統図に従い、関係各所に連絡
安全確保に必要な措置の実施
- ・地震(震度4以上):
作業を中止し、巡回点検(法面、構造物等)の実施
異常を発見した際、異常時連絡系統図に従い、関係各所に連絡
安全確保に必要な措置の実施

- JRが用地を取得し、恒久的に管理します。
- 定期的に点検を行い、適宜必要な修繕を行います。

項目		方法
点検	盛土及びその周辺状況	目視
	開水路	目視
	地下排水管	目視
	沈砂池	目視
観測	盛土内地下水位	水位計
	降雨量	雨量計

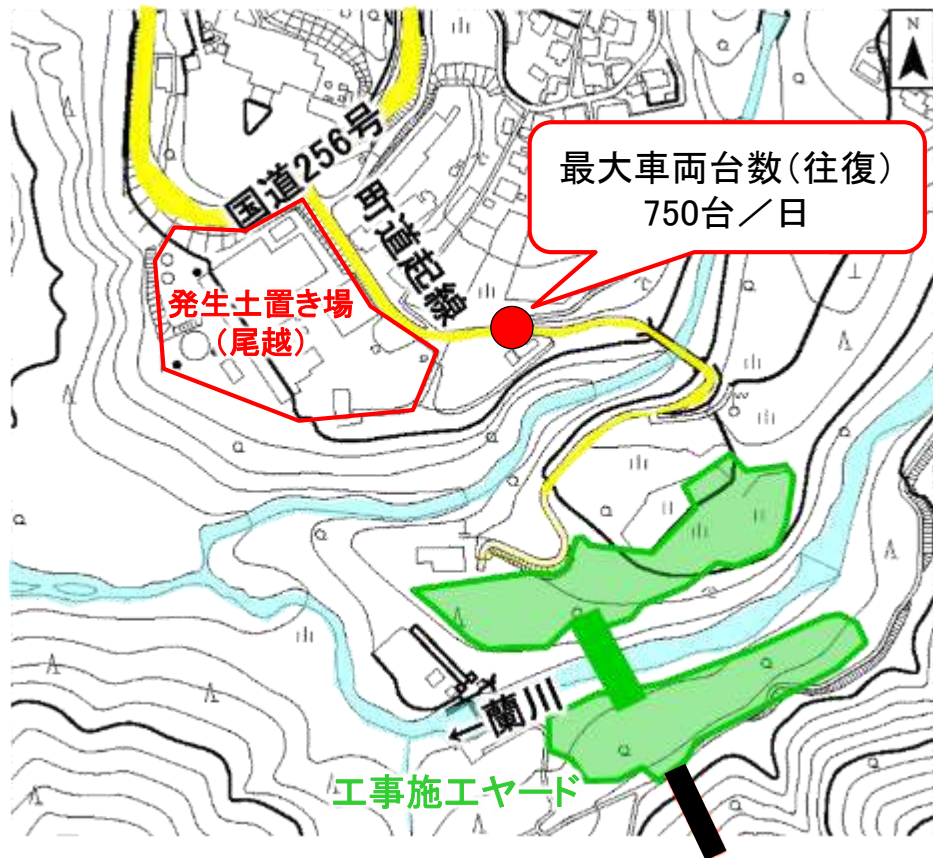
	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
解体工事	■		

	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
造成工事		■	

※現時点の計画であり、今後変更の可能性がります

1. 工事概要
2. 工事用車両の運行計画及び安全対策
3. 環境保全
4. 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例に基づく説明
5. お問い合わせ先

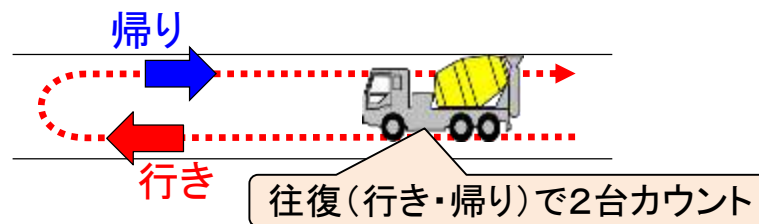
- 資機材運搬車両は、国道256号から町道起線を通ります。
- 発生土運搬車両は、工事施工ヤードから町道起線を通り発生土置き場(尾越)へ向かう計画です。



場所	最大車両台数(往復)
町道起線	約750台/日

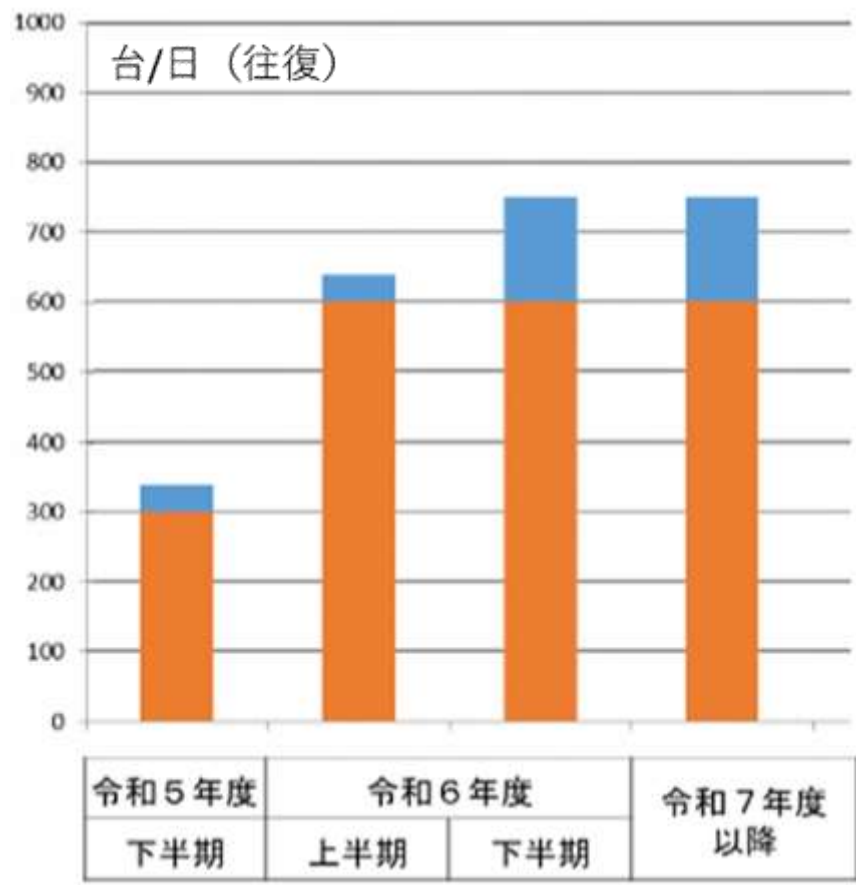
※台数は「月別日平均の最大値」を示しています。

※車両運行は、詳細な工事計画が固まり次第、毎月の工事便り等で別途ご報告致します。



配布資料27 町道起線での想定運行台数(トンネル工事含む)

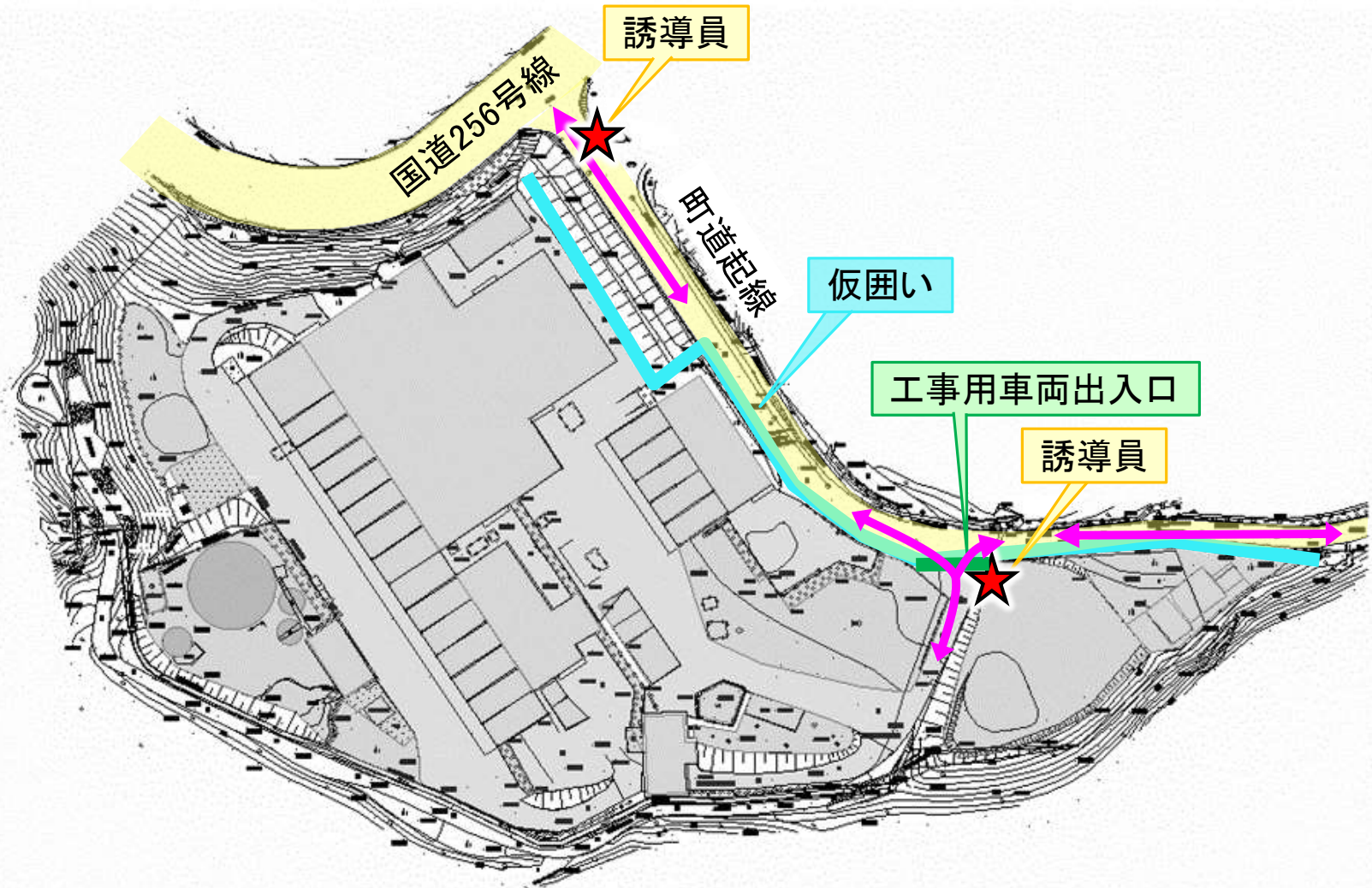
- 尾越工区での全体の工事用車両の想定運行台数は、以下の通りです。
- 発生土置き場(尾越)の活用により、発生土の運搬の一部を町道起線で完結させ、国道256号を運行する車両台数の抑制に努めます。



■ 資機材の運搬車両
■ 発生土の運搬車両

- ※ 台数は工事期間中における月別の日平均計画台数が最大となる値を示している。
- ※ 現時点の計画であり、状況等により変更する可能性がある。

【通行経路, 交通誘導員の配置】



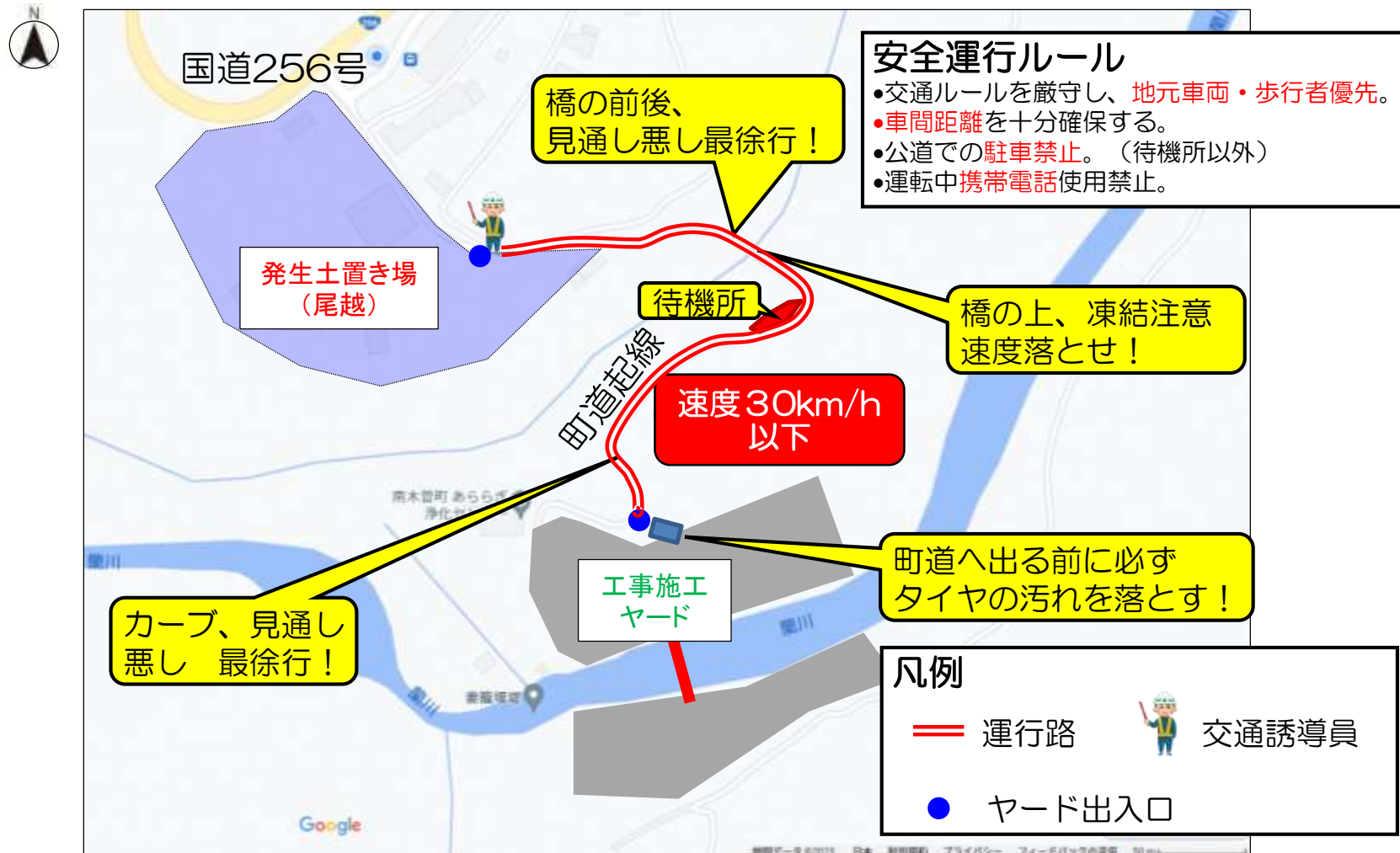
- 工事用車両出入口や交差点には、交通誘導員を配置し、安全を確保します。
- 仮囲いは現地状況に応じて設置位置を変更する可能性があります。

【作業員に対する交通安全教育の徹底】

- 制限速度の厳守、地元車両優先の徹底、歩行者等への配慮及び一旦停止の確実な履行を図るため、交通安全教育実施時は交通安全ハザードマップを用います。
- 作業員には、新規入場時に教育を行うとともに、現場に入場後、1回/年の頻度で定期教育を実施します。

【作業員に対する交通安全教育の徹底】

- 交通安全教育時には、以下のような**交通安全ハザードマップ**を活用し、具体的な安全対策を実施します。



【地元車両優先およびステッカーの明示】

- 歩行者及び地元車両の通行を優先します。
- 工事用車両には、「中央新幹線の工事であること」がわかるように、ステッカー等を貼り付けて、明示します。
- 工事従事者への入場時教育、交通安全KY、定期教育を行い、指導を実施します。
- 法定速度を遵守します。

ステッカーのイメージ
(左右各1枚、前後各1枚)



中央新幹線
N-07-001
中央アルプストネル新設
尾越工区 工事車両
大林・若築・株木JV

入場時教育のイメージ



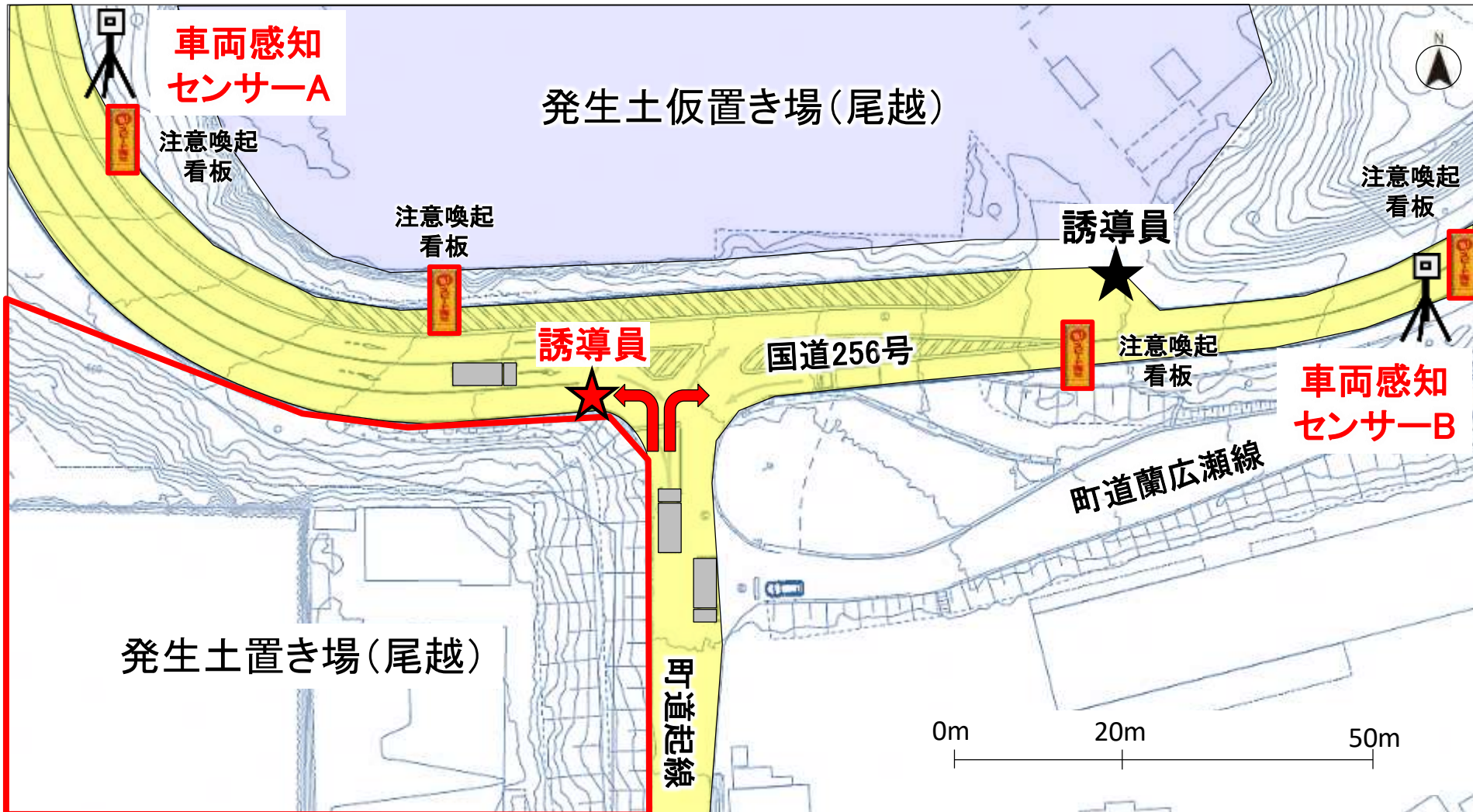
入場時教育
交通安全KY



定期教育
(年1回)

【国道256号・町道起線T字路の交通安全対策】

- ・ 誘導員の配置、車両感知センサーの設置等により一般車優先および安全確認を徹底します。



【工事用車両の運行管理】

- 発生土運搬ダンプおよび生コン運搬車両にGPS車両運行管理システムを搭載し、以下のとおり安全運行を支援します

- ① リアルタイム位置管理機能（運行間隔調整）
- ② 衝突防止警告機能（音声自動警告）
- ③ 音声警告機能（法定速度の遵守）
- ④ ドライブレコーダーの抜き打ちチェック



※イメージ

- 沿道及び観光地への対策として以下を実施します。

- ⑤ 騒音低減運転教育
- ⑥ ヒヤリハット教育
- ⑦ ハザードムービー教育



資機材運搬車両の運行



7時00分～19時00分

発生土運搬車両の運行



8時00分～18時00分

発生土置き場(尾越)
内での工事

8時00分～18時00分

- 上記の時間帯は、現地での作業開始、終了の時間です。
- 日曜日、その他長期休暇(年末年始等)は休工日とする予定です。
- 工事の進捗状況等により、上記以外の時間や休工日に作業や運搬を行うことがあります。
- その場合は事前に地元の皆様と調整します。
- 地域のイベント等が開催される場合は、運行時間などについて、事前に調整させていただきます。
- 工事で使用する重機を運搬する特殊車両は、法令の定めにより、21時～6時の時間帯に運搬することを考えています。
- 中央新幹線建設に伴う工事に関わる確認事項 第3項に基づき、運行等については、南木曾町と別途文書で確認を行います。



特殊車両のイメージ

1. 工事概要
2. 工事用車両の運行計画及び安全対策
- 3. 環境保全**
4. 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例に基づく説明
5. お問い合わせ先

【発生土置き場(尾越)における環境調査及び影響検討】

- 検討項目
 - 大気質、騒音、振動
 - 水質
 - 重要な地形及び地質、土地の安定性
 - 文化財
 - 動物
 - 温室効果ガス
- 今後、上記の項目に係る検討結果について、当社でとりまとめを行います。
- 詳細は長野県及び南木曾町に送付・公表し、当社HPに掲載します。

【大気質、騒音、振動】

- 排出ガス対策型建設機械、低騒音型機械の採用
- 工事規模に合わせた建設機械の設定
- 建設機械の点検及び整備による性能維持
- 建設機械の使用時における配慮
- 工事従事者への講習・指導

【写真1】

【写真2】



【水環境】

- 排水設備の点検・整備による性能維持
- 工事排水の監視と適切な処理
- 処理設備の点検・整備による性能維持

【環境保全措置(工事用車両)】

- 工事現場の清掃や散水
- 環境負荷低減を意識した運転の徹底



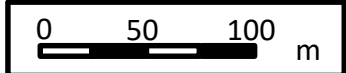
【モニタリングの計画】

- 次の項目についてモニタリングを実施します。
 - 大気質・騒音・振動(建設機械)
 - 水質
- 本工事で実施するモニタリングの調査地点は、現地の状況や工事計画を考慮し、計画しました。



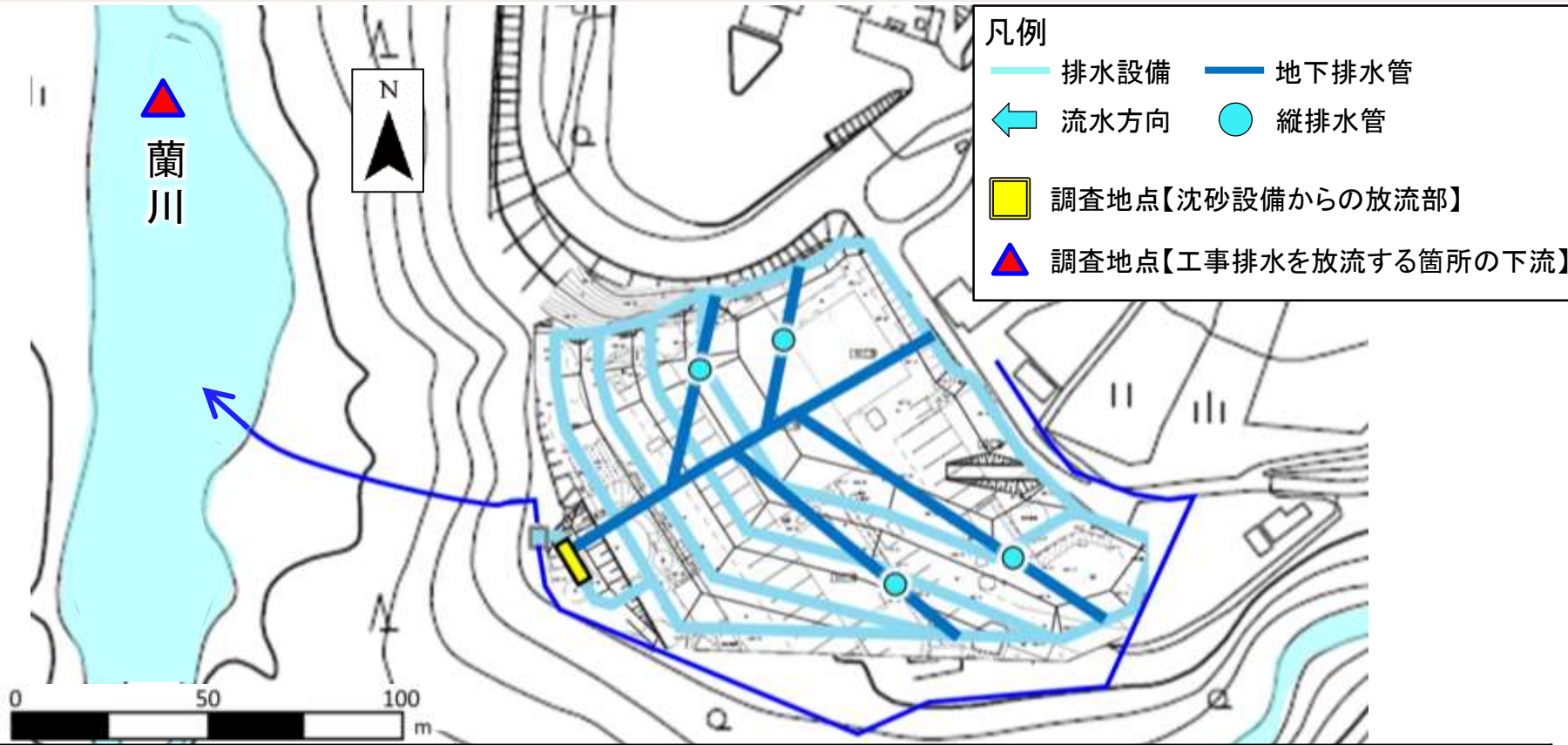
- 凡例**
- : 尾越工区工事施工ヤード
 - : 造成予定範囲
 - : 計画路線(トンネル区間)
 - : モニタリング地点【大気質・騒音・振動(建設機械)】

調査項目	調査頻度
	モニタリング
大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等)	工事最盛期に1回(四季調査)
騒音・振動	工事最盛期に1回



※1 モニタリング地点は現地状況等により変更の可能性があります。

水質のモニタリング地点



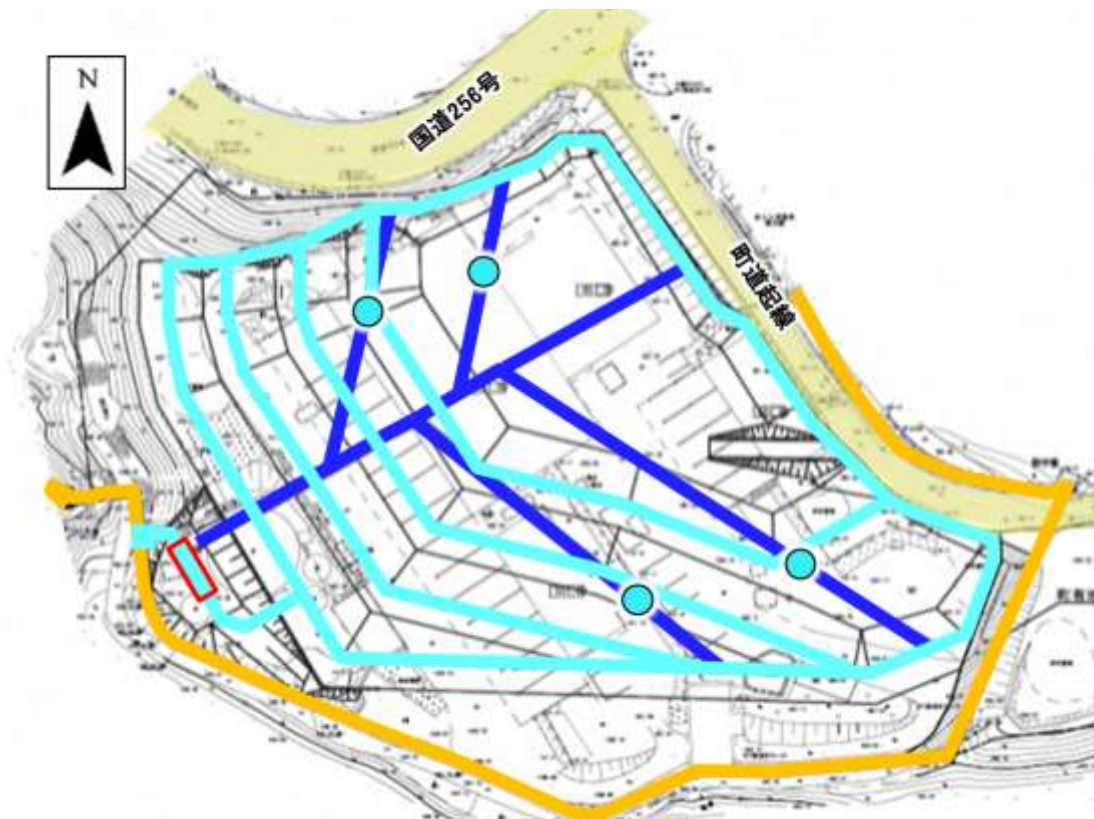
調査項目		調査地点	調査時期及び頻度
水質	浮遊物質、水素イオン濃度、水温、流量	工事排水を放流する箇所の下流地点及び沈砂池設備からの放流部※1	工事前に1回 工事中に毎年1回(低水期)
	自然由来の重金属等※2	沈砂池設備からの放流部 【次項参照】	工事前に1回 工事中に毎年1回 工事後に1回

※1 沈砂設備から放流する工事用排水については、浮遊物質、水素イオン濃度(pH)等を測定する。

※2 搬入する発生土について、搬入元における土壌汚染のモニタリング(カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素を対象とする)により土壌汚染対策法に定める基準等との差が小さい場合に実施する。

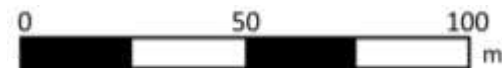
(注)調査項目及び期間は、今後の協議や現地状況等により、モニタリング位置は変更となる可能性があります。

- 造成地内の排水は、排水側溝(開水路)に集水し、沈砂設備にて土砂等を沈降させてから既存水路に接続します。
- 地下排水管の排水も同様に、沈砂設備に集水します。
- 沈砂設備の放流部にて水質調査を行い、排水基準を超えることのないように監視・対策します。



凡例

- : 地下排水管
- : 排水設備
- : 地下排水管(縦)
- : 沈砂設備
- : 既存水路



【モニタリング結果の取り扱い】

- モニタリング結果は、随時結果を整理しています。
質問等は、JR東海（環境保全事務所（長野））までお問い合わせください。
- 上記の結果や環境保全措置の実施状況については、事業者の取り組みとして年度ごとに取りまとめ、長野県及び関係自治体へ送付・公表し当社HPに掲載します。
- モニタリングの結果を受け、必要に応じて環境保全措置の追加や変更を実施します。

1. 工事概要
2. 工事中車両の運行計画及び安全対策
3. 環境保全
4. 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例に基づく説明
5. お問い合わせ先

令和5年1月1日より、 「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」が施行されました

目的(条例第1条)

この条例は、土砂等の盛土等に関し、土砂等の盛土等を行う者、土地の所有者、土砂等が発生させる者及び県の責務を明らかにするとともに、土砂等の盛土等の規制に関する必要な事項を定めることにより、土砂等の崩落等による災害の発生を防止し、もって県民の安全の確保に資することを目的とする。

制定の背景

この条例は、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を契機として制定された。熱海市での災害を受け、長野県は市町村と連携して盛土総点検を実施した。その結果、直ちに土砂災害が発生する危険な盛土はなかったものの、必要な災害防止措置の実施が確認できない盛土も判明した。

既存の法令による規制では十分に対応できない事例も想定されたことから、土砂崩落の危険から県民の安全を確保するために、新たな盛土行為を一律に規制する条例を制定することとした。

以上の制定趣旨から、この条例は、土砂等の崩落等による災害の発生防止を目的とするものである。

（「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例の解説」より引用）

この条例により、一定規模以上の盛土等については、原則、知事の許可が必要になります

【許可の対象】

面積が3,000m²以上 又は 高さが5m以上 の盛土等

【対象となる盛土等】**【許可が不要な盛土等】**

- ✓ 国、地方公共団体等が発注し、又は自ら行う盛土等
- ✓ 法令又は条例の規定に基づく行政庁の許可等による盛土等
- ✓ 非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等
- ✓ 高さが1m以下の盛土等

（長野県HPより抜粋）

**発生土置き場（尾越）については盛土条例の対象となるため
盛土構造等、盛土等の安全性について長野県に確認頂きます**

条例第10条第1項

申請者は、当該許可の申請日から起算して30日前までに、規則で定めるところにより、**盛土等区域の周辺地域の住民に対し、次条第1項又は第2項の申請書の内容を周知させるための説明会を開催するものとする。**

条例第11条第1項

申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 土砂等の盛土等の目的

(3) 盛土等区域の位置

(4) 土砂等の盛土等を行う土地の面積

(5) 土砂等の盛土等に使用する土砂等の量

(6) 土砂等の盛土等を行う期間

(7) 土砂等の盛土等の施工を管理する者（「管理責任者」）の氏名

(8) 土砂等の盛土等の用に供する施設の設置、
土砂等の搬入その他土砂等の盛土等の施工に関する計画

(9) その他規則で定める事項

今回申請内容

(1) 氏名及び住所

（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

名 称 : 東海旅客鉄道株式会社
代 表 者 : 代表取締役社長 丹羽俊介
主たる事務所の所在地 : 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

(2) 土砂等の盛土等の目的

建設発生土の処理のため

(3) 盛土等区域の位置

長野県木曾郡南木曾町吾妻2278-21外17筆

(4) 土砂等の盛土等を行う土地の面積

約1.6ha

(5) 土砂等の盛土等に使用する土砂等の量

約9万m³

(6) 土砂等の盛土等を行う期間

令和6年1月～令和8年7月

(7) 土砂等の盛土等の施工を管理する者（「管理責任者」）の氏名

大林・若築・株木 中央新幹線、中央アルプストンネル（尾越）特定建設工事共同企業体







(8) 土砂等の盛土等の用に供する施設の設置、
土砂等の搬入その他土砂等の盛土等の施工に関する計画

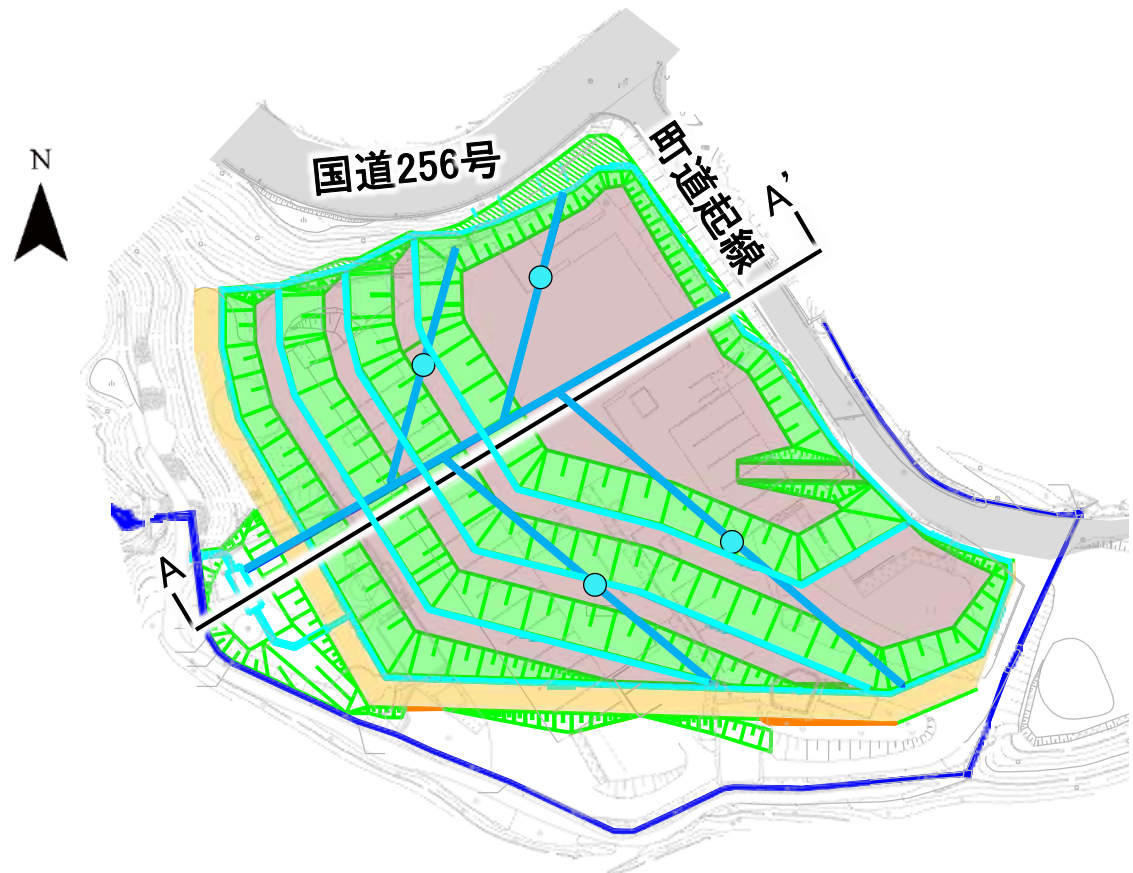
1) 排水設備設置

2) 盛土

- ・掘削、整地
- ・ジオテキスタイル敷設
- ・排水材敷設
- ・盛土材 敷均し・転圧
- ・法面保護

凡例

-  : 現況水路
-  : 管理用通路
-  : 法面
-  : 平地
-  : 排水側溝・沈砂設備
-  : 地下排水管



(9) その他規則で定める事項

『長野県規則第46号 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則』
第6条第1項より、次に掲げる事項を申請書に記載します。

申請者が法人である場合にあっては、役員の名及び住所

個人情報保護の観点から、記載を控えさせていただきます。

申請者が条例第13条第1号のキに規定する未成年者である場合にあっては、
その法定代理人の名及び住所

該当なし

申請者に条例第13条第1号のク又はケに規定する使用人がある場合にあっては、
その者の名及び住所

東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線建設部名古屋建設部
中央新幹線長野工事事務所
所長 杉浦禎信

(個人情報保護の観点から、住所は割愛させていただきます。)

(9) その他規則で定める事項

申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名及び住所（これらの者が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	23,378,700
株式会社 日本カストディ銀行	東京都中央区晴海一丁目8番12号	12,317,400

(10) 意見書の提出

条例第10条第2項

説明会に係る許可申請の内容について、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止の見地から意見を有する周辺地域の住民は、当該説明会の開催の日（前項ただし書に規定する説明会を開催することができない場合にあつては、申請書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じた日）から許可申請の日までの間に、当該申請者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

意見書のご提出につきましては、ご郵送を基本として承ります。

(受付×切：令和5年10月5日(消印有効)) 蘭・広瀬地区

(受付×切：令和5年10月20日(消印有効)) 妻籠地区

【意見書提出先・お問い合わせ先】

〒395-0052

長野県飯田市元町5451


東海旅客鉄道株式会社 中央新幹線長野工事事務所

TEL:0265-38-6500(受付:土・日・祝日・年末年始を除く平日、9時~17時)

（10）意見書の提出

条例第10条第3項

申請者は、第1項の規定による説明会の開催の状況、前項の規定により提出された意見書の概要及びその意見を受けてとった措置その他規則で定める事項を記載した書面を作成しなければならない。



頂いたご意見 及び その意見を受けてとる措置等を記載の上、
申請書面を長野県へ提出致します。

1. 工事概要
2. 工事用車両の運行計画及び安全対策
3. 環境保全
4. 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例
5. お問い合わせ先

【事業全般に関すること】

事業者 東海旅客鉄道株式会社

中央新幹線長野工事事務所 (Tel 0265-38-6500)

環境保全事務所 (Tel 0265-52-6511)

住所 長野県飯田市元町5451番地

(受付日時／土、日、祝日、GW・お盆・年末年始を除く平日、9時～17時)

【工事の監督指導に関すること】

発注者 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

関東甲信工事局 中津川鉄道建設所(TEL 0573-67-8690)

住所 岐阜県中津川市日の出町1-45

(受付日時／土、日、祝日、GW・お盆・年末年始を除く平日、9時～17時)

【工事内容に関すること】


施工者 大林・若築・株木 中央新幹線、中央アルプストーンネル(尾越)

特定建設工事共同企業体〔構成員：(株)大林組・若築建設(株)・株木建設(株)〕

JV事務所(Tel 0264-24-0910)

住所 長野県木曾郡南木曾町吾妻2333

※土・日・祝日に問い合わせいただく場合は、大林JVに問い合わせください。
大林JVから機構やJR東海にも速やかに情報を展開の上、迅速にご対応いたします。

A white high-speed train (Shinkansen) is shown from a front-facing perspective, moving along a track. The train's headlights are illuminated, and its aerodynamic nose is prominent. The background features a hazy landscape with mountains and utility poles. The text "ご清聴ありがとうございました" is overlaid on the train's front panel.

ご清聴ありがとうございました